

地域振興・地域林業の確立に向けた山村振興法の延長と 施策の拡充に係る意見書（案）

山村地域における経済力と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的として、昭和40年に山村振興法が制定され、これまで国の政策支援が行われてきました。

山村地域は、国土と自然環境の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等、多面的、公益的な役割を果たしています。

しかし、山村地域を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備の遅れと過疎化、高齢化に伴う集落機能の低下など多くの課題を抱え、依然として厳しい状況にあります。

そのような中で、山村振興法の期限が、平成27年3月末に到来することになります。

よって、国におかれては、山村地域の振興と地域林業の確立に向け、今後一層の施策の拡充を図るため、下記の事項を実現するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 山村振興法の延長及びその内容の充実を図ること。
- 2 山村振興法の延長に当たっては、森林・林業基本法による施策の展開を踏まえ、都市と山村の格差是正を主眼とした対策に加え、山村が果たす多面的機能の発揮に係る国の責務を明確にすること。
また、山村振興法に規定されている山村振興の目標に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大と定住の促進について明確にすること。
- 3 森林吸収源対策、森林資源を活用した再生可能エネルギー対策の推進を通じた雇用の創出及び原木の買取価格保証等の制度化による地域林業の確立を図ること。
- 4 地域林業を指導するフォレスター、森林施業プランナーの育成、確保及び森林経営計画策定等における林業事業者等への技術的支援を行うこと。
- 5 林業事業者従事者の定住対策として、所得補償制度の創設、雇用改善を行った企業に対する税制措置等の具体的な施策を行うこと。
- 6 山村地域の振興及び林業事業者等による林業労働力の安定的確保を図るため、地域の林業事業者が安定的に事業を受注できるよう、地域単位等での入札参加方式を導入すること。

平成26年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
林野庁長官

宛

長野市議会議長 高野正晴